

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部改正について

(付議の要旨)

大蔵第二運動場屋外プールについて、午後9時まで利用時間を延長することから、世田谷区立大蔵第二運動場条例（以下、「条例」という。）の一部を改正する。

1. 主旨

大蔵第二運動場屋外プールについては、夏季期間の日中のみの利用施設として、開設期間中は親子連れなど多くの利用者に利用されている。昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、定員数を従来の半数以下とし、入場待ちの列による密を避けるためWEBによる事前予約制として実施したが、週末を中心に予約が5分程度で埋まってしまう日があるなど、需要に対し十分に応えることはできない状況であった。

一方、今夏については、アメリカ合衆国選手団キャンプ実施に伴い、大蔵運動場及び大蔵第二運動場の各施設のうち、本屋外プールを除く全ての施設が長期間利用できない。

このような中、新型コロナウイルス感染防止策を徹底した上で、今夏唯一稼働する屋外プールを最大限に有効活用し、今年度以降も区民のプール利用の需要に応えることを目的に夜間利用時間の延長と午前利用の制度を導入するため、必要な条例及び同規則の一部を改正する。

2. 条例改正内容

(1) 主な改正内容

現在の「午前9時から午後5時まで」、「午後1時から午後5時まで」の2種類の時間枠に、新たに「午前9時から午後1時まで」、「午後5時から午後9時まで」の時間枠を加え、各使用者に応じた利用料金を設定する。

(2) 施行日

令和3年7月17日

(3) 新旧対照表

別紙1のとおり

3. 開設期間・時間等について

(1) 開設期間・時間

開設期間については変更なし。

夜間の開設時間は、午後5時から午後9時までとするが、今夏の夜間開設につい

ては、多数の来場が見込まれる開設期間中の金・土・日曜日、祝日及びその前日、8月9日、12日を加えた日とする。(別紙2参照)

また、夜間利用の需要の把握とサービス向上に向け、開設期間中に利用者アンケートを実施する。

(2) 利用料

利用枠	利用料		
	大人	高齢・小人・障害	幼児等
1日券 (午前9時から午後5時まで)	1,180円	450円	無料
午前券 (午前9時から午後1時まで)	660円	250円	無料
午後券 (午後1時から午後5時まで)	660円	250円	無料
夜間券 (午後5時から午後9時まで)	660円	250円	無料

4. 主な新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 入場時の手指消毒及び検温の実施

プール棟入口への手指消毒液の設置及び来場者の検温を実施し、平熱を上回る発熱が見られる方については、施設利用をお断りする。

(2) 入場定員の削減

施設定員1,000人としているところ、昨夏の運営においては感染拡大防止策として250人を定員として運営を行った。今夏の運営にあたっては、スポーツ庁のガイドラインに基づき定員を半分としたうえで、まずは400人を定員とし運営を開始する。

(3) 事前予約制度の活用

入場待ちの列による密を避けるため、昨夏の運営より指定管理者の事前予約システムを活用し、入場待ちの列を作らない対策を行っており、今夏についても引き続き活用する。

※なお、緊急事態宣言及び緊急事態措置等により、営業時間の時間短縮等の要請があった場合は、要請内容に従い、適切に対応することとする。

5. 周知

区のおしらせ6月15日号において夏季プール開設の周知の後、6月24日以降、スポーツ振興財団及び区ホームページに夜間延長のお知らせを掲載する他、スポーツ振興財団による近隣世帯への新聞折り込み広告、施設へのポスター掲示等により周知を図る。

6. 概算経費(令和3年度)

区の新たな経費負担は発生しないが、夜間照明設置費は、スポーツ振興財団の施設活

性化積立金を活用し、プール監視員等の経費は、利用料収入により賄うこととする。

(1) 歳出

項目	金額	備考
プール監視員等	3,000千円	
夜間照明設置	15,000千円	指定管理者の負担による

(2) 歳入

項目	金額	備考
利用料収入	3,958千円	

7. 今後のスケジュール (予定)

- 令和3年 5月 オリンピック・パラリンピック特別委員会報告
- 6月 第2回区議会定例会
- 7月 改正条例施行
屋外プール開設

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年6月22日条例第29号</p>	<p>○世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年6月22日条例第29号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成23年3月8日条例第12号 平成24年12月10日条例第68号 平成27年12月7日条例第64号 平成29年3月7日条例第13号 平成30年3月6日条例第23号 令和2年9月30日条例第39号 <u>令和3年6月 日条例第 号</u></p>	<p>平成23年3月8日条例第12号 平成24年12月10日条例第68号 平成27年12月7日条例第64号 平成29年3月7日条例第13号 平成30年3月6日条例第23号 令和2年9月30日条例第39号</p>
<p>世田谷区立大蔵第二運動場条例 (中略)</p>	<p>世田谷区立大蔵第二運動場条例 (中略)</p>
<p>(利用料金)</p>	<p>(利用料金)</p>
<p>第14条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第2に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</p>	<p>第14条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第2に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</p>
<p>2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</p>	<p>2 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</p>
<p>3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の利用料金の額から1.5割以内の割引をした額をもって前払式証票を、1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p>	<p>3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の利用料金の額から1.5割以内の割引をした額をもって前払式証票を、1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。</p>
<p>4 指定管理者は、必要があると認めるときは、1月当たり第1項の利用料金の額（利用料金の額が使用者の区分に応じて異なる場合にあっては、そのうちの最高額に相当する額）に12を乗じて得た額以内の額をもって定期利用券を発行することができる。</p>	<p>4 指定管理者は、必要があると認めるときは、1月当たり第1項の利用料金の額（利用料金の額が使用者の区分に応じて異なる場合にあっては、そのうちの最高額に相当する額）に12を乗じて得た額以内の額をもって定期利用券を発行することができる。</p>

改正後	改正前
<p>5 前払式証票、回数券又は定期利用券による使用に係る利用料金は、第1項の規定にかかわらず、当該前払式証票、回数券又は定期利用券を購入する際に納付しなければならない。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成21年12月1日から施行する。(平成21年12月規則第92号で、同22年1月26日から施行。ただし、宿泊室の公用開始の日は同年2月8日とし、集会室の公用開始の日は同月16日とする。)</p> <p>2 区長は、この条例の施行前において、施設等の使用に係る申請の受理及び承認その他の手続を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和3年6月 日条例第 号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年7月17日から施行する。</u></p>	<p>5 前払式証票、回数券又は定期利用券による使用に係る利用料金は、第1項の規定にかかわらず、当該前払式証票、回数券又は定期利用券を購入する際に納付しなければならない。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成21年12月1日から施行する。(平成21年12月規則第92号で、同22年1月26日から施行。ただし、宿泊室の公用開始の日は同年2月8日とし、集会室の公用開始の日は同月16日とする。)</p> <p>2 区長は、この条例の施行前において、施設等の使用に係る申請の受理及び承認その他の手続を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

別表第2 (第14条関係)

屋外プール

使用者	利用料金・単位時間等			
	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
	1回			
大人	1,180円	660円	660円	660円
高齢者(65歳以上)	450円	250円	250円	250円

別表第2 (第14条関係)

屋外プール

使用者	単位	利用料金
大人	1回	1,180円
高齢者(65歳以上)		450円
小人(小・中学生)		450円
幼児		無料

改正後					改正前				
歳以上)									
小人(小・中学生)	450円	250円	250円	250円	障害者				450円
幼児	無料	無料	無料	無料	障害者(小・中学生に限る。)				無料
障害者	450円	250円	250円	250円	障害者の介護者(区長が定める人数に限る。)				無料
障害者(小・中学生に限る。)	無料	無料	無料	無料	大人	1回(午後1時以降の入場に限る。)			660円
障害者の介護者(区長が定める人数に限る。)	無料	無料	無料	無料	高齢者(65歳以上)				250円
					小人(小・中学生)				250円
					幼児				無料
					障害者				250円
					障害者(小・中学生に限る。)				無料
					障害者の介護者(区長が定める人数に限る。)				無料

備考

- 1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。
- 2 体育館の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

備考

- 1 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。
- 2 体育館の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

改正後	改正前
<p>3 庭球場又は附帯設備（照明）（以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>4 集会室の各欄に掲げる額は、区民（個人にあつては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のももの使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額とする。</p> <p>5 宿泊室（附帯設備（寝具）を除く。）を幼児及び小学生が使用する場合の利用料金は、幼児にあつては無料、小学生にあつては当該規定利用料金の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。</p> <p>6 トレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては110円、高齢者及び障害者にあつては40円を徴収する。</p> <p>7 宿泊室の利用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、1泊につき自動車1台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。</p> <p>8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p>	<p>3 庭球場又は附帯設備（照明）（以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。</p> <p>4 集会室の各欄に掲げる額は、区民（個人にあつては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のももの使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額とする。</p> <p>5 宿泊室（附帯設備（寝具）を除く。）を幼児及び小学生が使用する場合の利用料金は、幼児にあつては無料、小学生にあつては当該規定利用料金の2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。</p> <p>6 トレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては110円、高齢者及び障害者にあつては40円を徴収する。</p> <p>7 宿泊室の利用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、1泊につき自動車1台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。</p> <p>8 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p>

令和3年度 大蔵第二運動場屋外プール利用時間延長想定スケジュール

【別紙2】

7月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
																					海の日	スポーツの日										
																	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	9-17	
																	17-21	17-21				17-21	17-21	17-21	17-21	17-21					17-21	17-21

8月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
											山の日																				

- 規則改正により、利用時間を延長
- 現行の規則に基づく開設期間・時間